

○宮古島市イメージキャラクター等の使用に関する要綱

平成22年6月1日

告示第57号

改正 平成26年9月30日告示第137号

平成28年7月27日告示第123号

平成30年3月30日告示第55号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市イメージキャラクター等（以下「キャラクター等」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「キャラクター等」とは、市が定めたイメージキャラクターの基本デザイン（別図第1）及び市長が別に定めるその展開デザイン（キャラクターのデザインを使用したグッズ類も含む。）をいう。

(使用の許可申請)

第3条 キャラクター等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ宮古島市イメージキャラクター等使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めたとき。

(使用許可等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクター等の使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又は利用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。

(4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。

(5) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。

(6) その他市長が使用について不相当と認めたとき。

2 市長は、キャラクター等の使用を許可するときは宮古島市イメージキャラクター等使用許可通知書（様式第2号）により、使用を許可しないときは宮古島市イメージキャラクター等使用不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によるキャラクター等の使用の許可（以下「キャラクター等の使用許可」という。）をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

（使用料）

第5条 キャラクター等の使用料については、無料とする。

（平26告示137・全改）

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクター等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) キャラクター等の使用許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。

(2) 市で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

(3) 第4条第3項の規定により付された条件に従って使用すること。

(4) 許可を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) キャラクター等の使用前に当該使用に係る物件（以下「使用対象物件」という。）の完成見本を速やかに市長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(6) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

（使用許可の変更等）

第7条 使用者は、キャラクター等の使用許可の内容を変更しようとするときはあらかじめ宮古島市イメージキャラクター等使用許可変更申請書（様式第4号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めたときは、宮古島市イメージキャラクター等使用許可変更通知書（様式第5号）により当該申請をした者に通知するものとする。

3 第4条及び前条の規定は、前2項の場合に準用する。

（使用許可の取消等）

第8条 市長は、キャラクター等の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター等の使用許可を取消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) 第4条又は第6条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段によりキャラクター等の使用許可を受けたと認められるとき。

2 前項の規定によるキャラクター等の使用許可の取消しにより使用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

3 第1項の規定によりキャラクター等の使用許可を取消された者（以下「許可取消し者」という。）は、当該使用対象物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、許可取消し者に対して使用対象物件の回収を求めることができる。

（損害賠償）

第9条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に生じさせた損害を賠償しなければならない。

（平26告示137・旧第10条繰上）

（庶務）

第10条 宮古島市イメージキャラクター等の使用に関する庶務は、観光商工部観光商工課において処理する。

（平26告示137・旧第11条繰上、平28告示123・平30告示55・一部改正）

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、キャラクター等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（平26告示137・旧第12条繰上）

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日告示第137号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月27日告示第123号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第55号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別図第1（第2条関係）



様式第1号(第3条関係)

宮古島市イメージキャラクター等使用許可申請書

年 月 日

宮古島市長 様

住所
氏名
(名称及び代表者名)
電話番号



宮古島市イメージキャラクター等を下記のとおり使用したいので申請します。

記

| | |
|-------------------------|---|
| 使用対象物件 | |
| 使用目的 | |
| 使用方法 | |
| 使用場所又は地域 | |
| 使用期間(予定) | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 使用数量 | |
| 有償又は無償の別 | 有償・無償 |
| 小売価格又は製造価格 | 小売・製造 価格 円 |
| 担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号等) | |
| 添付書類 | ・企画書(レイアウト、原稿等) ・申請者の概要、現況を示すもの ・その他() |

様式第2号(第4条関係)

宮古島市イメージキャラクター等使用許可通知書

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



年 月 日付けで申請のありました宮古島市イメージキャラクター等の使用について、下記のとおり許可します。

記

| | |
|--------------|---|
| 使用対象物件 | |
| 使用目的 | |
| 使用方法 | |
| 使用場所又は地域 | |
| 使用期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| 使用数量 | |
| 小売価格又は製造価格 | |
| 使用料の有料又は免除の別 | 有料(円) ・ 免除 |
| 許可の条件 | 使用に際しては、宮古島市イメージキャラクター等の使用に関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。 |

様式第3号(第4条関係)

宮古島市イメージキャラクター等使用不許可通知書

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



年 月 日付けで申請のありました宮古島市イメージキャラクター等の使用について、下記の理由により許可できません。

記

理由

様式第4号(第7条関係)

宮古島市イメージキャラクター等使用許可変更申請書

年 月 日

宮古島市長 様

住所
氏名(名称及び代表者名) ㊟
電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

| 変 更 の 理 由 | | |
|-----------------|-------|-------|
| 変 更 内 容 | 変 更 前 | 変 更 後 |
| 使 用 対 象 物 件 | | |
| 使 用 目 的 | | |
| 使 用 方 法 | | |
| 使 用 場 所 又 は 地 域 | | |
| 使 用 期 間 | | |
| 使 用 数 量 | | |
| 有 償 又 は 無 償 の 別 | | |

添付資料(変更が確認できる資料等)

様式第5号(第7条関係)

宮古島市イメージキャラクター等使用許可変更通知書

第 号
年 月 日

様

宮古島市長



年 月 日付けで申請のありました宮古島市イメージキャラクター等の使用許可内容の変更について、下記のとおり変更を許可します。

記

| 変 更 内 容 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----------------|-------|-------|
| 使 用 対 象 物 件 | | |
| 使 用 目 的 | | |
| 使 用 方 法 | | |
| 使 用 場 所 又 は 地 域 | | |
| 使 用 期 間 | | |
| 使 用 数 量 | | |
| 有 償 又 は 無 償 の 別 | | |
| 許 可 の 条 件 | | |

※ 使用に際しては、宮古島市イメージキャラクター等の使用に関する要綱の規定及び許可内容を遵守すること。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

（平28告示123・一部改正）

様式第3号（第4条関係）

（平28告示123・一部改正）

様式第4号（第7条関係）

（平28告示123・一部改正）

様式第5号（第7条関係）

（平28告示123・一部改正）